

6保医健薬第262号
令和6年4月26日

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長

中川 一典

(公 印 省 略)

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

日頃から、東京都の保健医療行政に御協力いただきありがとうございます。
今般、標記の件について、令和6年3月28日付で、厚生労働省医薬局総務課から、
別添のとおり事務連絡がありました。
つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。
なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

<問合せ先>

東京都保健医療局健康安全部
薬務課監視計画担当

電話番号：03-5320-4519

事務連絡
令和6年3月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子版お薬手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和5年3月31日薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、「電子版お薬手帳ガイドライン」を作成し、電子版お薬手帳の運営事業者において対応が必要と考えられる事項や、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項をお示ししてきたところです。

今般、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、利用を推奨するため、別添のとおり広報資材を作成しました。資材の内容について御了知いただくとともに、広報資材について貴管下の薬局、医療機関その他貴管内の関係団体にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

○厚生労働省 電子版お薬手帳

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/e-okusuritecho.html>



電子版

お薬手帳

はじめませんか？

いつでもどこでも！手軽に健康管理



あなたの健康をサポートする便利な機能

POINT 1

服用アラーム機能で 飲み忘れ防止！

お薬の服用時間に通知が来ることで
飲み忘れない。
「カレンダー」機能で服薬状況も管理
可能。



POINT 2

歩数・血圧・血糖値など 健康管理に役立つ機能

毎日記録することで、健康な体作
りに役立ちます。



POINT 3

市販薬登録機能で より安全・有効な処方・調剤へ

市販薬をバーコード読み取りで
登録可能！
処方・調剤の正確性が増し、
よりよい薬物治療に繋がります。



マイナポータルと連携することで、薬剤情報・検診情報・予防接種情報を取り込みます。

※各電子版お薬手帳アプリによって機能が異なります。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ
「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索